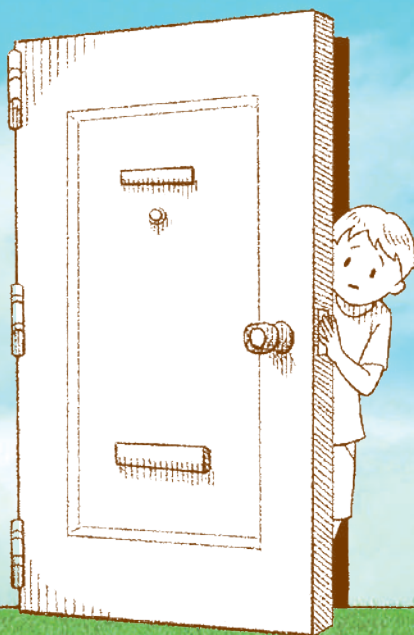


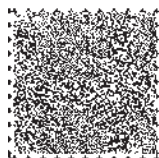
# じん けん よう ごと 人権の擁護

The Protection of Human Rights



「誰か」のこと  
じゃない。

この冊子には、音声コード (Uni-Voice) が各ページ (奇数ページ右下、偶数ページ左下) に印刷されています。  
Uni-Voice アプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



法務省人権擁護局

## はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

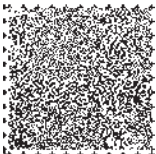
私たちは、「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。また、こどもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。

「人権」は、誰でも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によってこどもの命が奪われることや、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長したりするような投稿がされることがあります。また、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）やハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。どうすればこのようなことをなくせるでしょうか。

この冊子では、本年6月に公表された「令和5年版人権教育・啓発白書」に基づき、我が国の主な人権問題とその取組について説明しています。

この冊子が、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけとなれば幸いです。

令和5年9月  
法務省人権擁護局



# 目次



## 1. 主な人権課題

① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～	2
② こども～いじめ・体罰・児童虐待・性被害～	4
資料 こども基本法	8
資料 保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組	9
③ 高齢者	10
④ 障害のある人	12
⑤ 部落差別（同和問題）	14
⑥ アイヌの人々	16
⑦ 外国人	18
資料 外国語による人権相談	19
⑧ 感染症	20
⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族	21
⑩ 刑を終えて出所した人やその家族	23
⑪ 犯罪被害者やその家族	24
⑫ インターネット上の人権侵害	25
資料 インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内	27
⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	28
⑭ ホームレス	29
⑮ 性的マイノリティ	29
⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）	30
⑰ 震災等の災害に起因する人権問題	31



## 2. 特集 人権擁護に関する世論調査

32



## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

① 法務省人権擁護局とその下部機関	36
② 人権擁護委員	37



## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

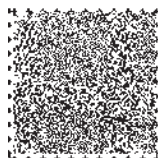
① 人権侵犯事件の調査救済	40
人権侵害による被害者の救済事例	41
② 人権相談	45
③ 人権啓発	46
資料 第41回全国中学生人権作文コンテスト 内閣総理大臣賞受賞作品	50



## 5. 国際社会における人権擁護

① 国際連合	52
② 世界人権宣言	53
資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組	54
③ 主要な人権関係条約	56
資料 我が国が締結している主要な人権関係条約	59

法務局・地方法務局 所在地等一覧	60
------------------	----



# 1. 主な人権課題

この章では、主な人権課題とその取組を取り上げます。

## ① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～

女性の社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性は、性犯罪・性暴力、DV、ハラスメント等の対象となりやすく、こうした被害から守ることが必要です。

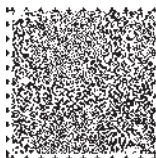
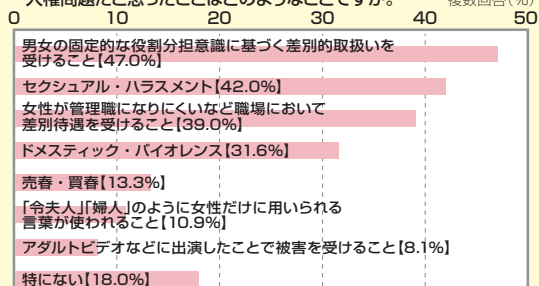
男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

こうした女性の人権問題に対しては、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、国と地方公共団体、一定数の労働者を常時雇用する事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取組が進められています。また、パワーハラスメントの防止対策が全ての事業主に義務付けられるとともに、労働者が事業主に各種

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、女性に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)





1. 主な人権課題

2. 特集 人権擁護に関する世論調査

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

ハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱いの禁止が明記されており、職場におけるハラスメント防止対策の強化が求められています。

女性に対する暴力等への取組の一つとして、毎年11月12日から25日までの2週間が「女性に対する暴力をなくす運動」期間とされ、社会の意識啓発等のほか、都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、相談や支援が行われています。さらに、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等を活用した若年層への啓発活動が行われています。また、AV出演被害対策については、いわゆるAV出演被害防止・救済法に基づき、出演契約に係る特則等の周知、相談支援の充実、広報啓発の実施、厳正な取締り等が推進されています。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル0570-070-810(全国共通))を設置し、法務局職員や人権擁護委員が、DVや職場等における各種ハラスメント、ストーカー被害、AV出演被害等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じ、人権侵害の疑いを認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済活動を行うほか、啓発動画の配信等の人権啓発活動に取り組んでいます。



ポスター  
「女性の人権ホットライン」



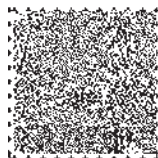
啓発動画  
「『誰か』のこと じゃない。」



■女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件(注)の新規救済  
手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
女性に対する暴行・虐待	1,182	947	629	435	430

(注) 人権侵犯事件については、40～44ページをご覧ください。



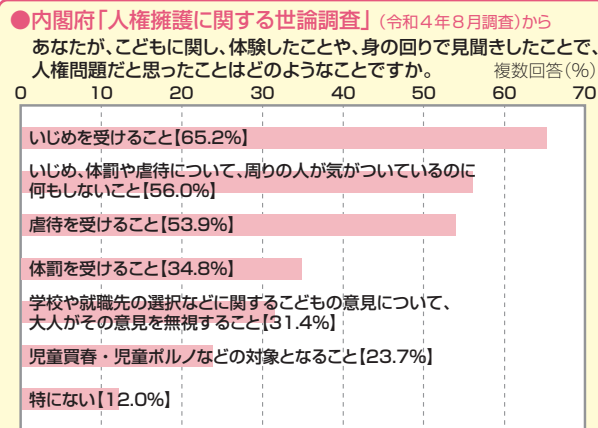
## 2

# こども～いじめ・体罰・児童虐待・性被害～

いじめや体罰など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

文部科学省が実施した令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は7万6,441件、いじめの認知件数は61万5,351件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。また、令和4年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、223人となっています。

法務省の人権擁護機関が調査救済活動を行う人権侵犯事件においても、令和4年には、学校におけるいじめ事案が1,047件、教育職員による体罰に関する事案が75件、児童に対する暴行・虐待事案が216件と高水準で推移しています。

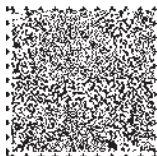


## いじめ

平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」の成立を受け策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための様々な取組が進められています。

最近のこどものいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめをすることもやいじめを見て見ぬふりをすることも生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対





する思いやりやいたわりの希薄さがあると思われます。お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことが重要です。

#### ■いじめに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
学校におけるいじめ	2,955	2,944	1,126	1,169	1,047

## 体罰

体罰は、「学校教育法」第11条ただし書で禁止されています。体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されません。

#### ■教育職員による体罰に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
教育職員による体罰	201	141	83	51	75

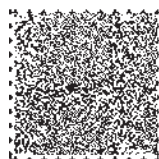
## 児童虐待

近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和3年度には20万7,660件となっています。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

令和4年6月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等のこどもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められています。また、令和4年12月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者による懲戒権の規定の削除や、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止などの改正がされています。

#### ■児童虐待に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
児童に対する暴行・虐待	453	413	341	253	216



## 性被害

児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取や性的虐待の問題が世界的に深刻になっています。

平成26年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられています。令和4年4月には、教員による性暴力等から子どもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

また、AV出演被害対策など（3ページ参照）、子どもの性被害を防止するための様々な取組が行われています。

さらに、令和5年6月、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等が成立し、いわゆる性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げるほか、16歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求する行為や正当な理由なく性的な部位・下着などを撮影する行為が新たに処罰対象となるなど、性被害・性暴力の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応した改正が行われています（詳しい改正内容は法務省ホームページをご覧ください。）。

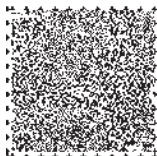


法務省ホームページ  
「法改正等の概要」

## 法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、子どもたちの人権意識を育てるため、「全国中学生人権作文コンテスト」、「人権教室」や「人権の花運動」（48ページ以下参照）を学校等と連携し、実施しているほか、啓発冊子の配布や動画の配信等の様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

また、平成18年度から、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布しています。このレターを通じて先生や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関とも連携を



啓発冊子  
「みんなともだち  
マンガで考える  
『人権』」



啓発冊子  
「『いじめ』  
させない  
見逃さない」







# 1. 主な人権課題



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

図りながら、様々な人権問題の解決に当たっています。

さらに、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））や、「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/kodomo>）、若年層の利用が多いSNSを活用した人権相談を通じて、法務局職員や人権擁護委員がこどもからの相談に応じ、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めています。

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。



ポスター「こどもの人権110番」

# 2. 特集人権擁護に関する世論調査

# 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

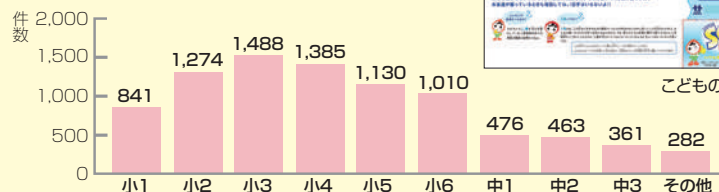
# 4. 法務省の人権擁護機関の活動

# 5. 国際社会における人権擁護

## こどもの人権SOSミニレター事業の取組結果について

集計期間：令和4年度  
集計対象：全国の小・中学校の児童・生徒から寄せられたこどもの人権SOSミニレター

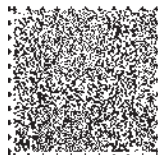
- 相談件数：8,710件
- 学年別相談件数



- 相談内容 [内訳]
- |     |                |
|-----|----------------|
| いじめ | 2,125件 (24.4%) |
| 虐待  | 311件 (3.6%)    |
| 体罰  | 35件 (0.4%)     |
| その他 | 6,239件 (71.6%) |



こどもの人権SOSミニレター



## 資料 こども基本法

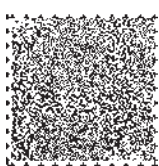
児童虐待の相談対応件数や不登校、小中高生の自殺、ネットいじめの件数が過去最高水準となるなど、新型コロナウイルス感染症の流行が及ぼす影響ともあいまって、こどもや子育てを取り巻く環境は、厳しいものとなっています。

こうしたこどもを取り巻く厳しい環境等を背景に、令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが明記されました。これを受け、「こども家庭庁設置法」等が令和4年6月に成立し、令和5年4月から、こどもの権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が設置されました。

こども家庭庁設置法等と併せて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。こども基本法は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。そして、憲法や「児童の権利に関する条約」（児童の権利条約、58ページ参照）の趣旨を踏まえ、こども施策に通底する基本理念として、以下の六つを定めています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的な権利が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、「教育基本法」の精神ののっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こうした基本理念の下、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を図るための司令塔であるこども家庭庁において、こども基本法に基づき、政府全体のこども施策を更に強力に推進し、こどもの権利利益の擁護に取り組んでいます。





## 資料 保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組

「旧統一教会」問題に端を発して、社会的に問題となっている宗教2世・3世と呼ばれる子どもや若者が抱える様々な悩みについては、取り分け被害が潜在化しやすく、法的トラブルに加え、精神的な困難や貧困など複合的であることから、これらの被害を救済するため、関係各機関が緊密な連携を図りつつ、適切な対策を講じることとしています。問題解決のヒントとなるQ&Aは法務省ホームページをご覧ください。



法務省ホームページ  
「お悩みの解決の  
ヒントとなるQ&A」

子どもは自ら声を上げることが困難であることから、虐待やいじめなどの具体的事象を早期に発見し、救済につなげることが重要となります。また、潜在的な悩みをすくい上げて救済につなげていくには、教育の役割も重要です。

法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」及びSNSによる人権相談を端緒に、保護者の信仰に起因してこどもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、関係機関との連携を含めて実効的な相談対応等を積極的に実施することとしています。教育の観点では、「人権教室」を始めとする子どもを対象とした啓発活動を推進することとしており、特に、人権教室では、子どもが様々な権利の享有主体であることの認識を得ることができるよう、児童の権利条約（58ページ参照）に規定されている生命、生存及び発達に対する権利、こどもの最善の利益の考慮、こどもの意見の尊重及び差別の禁止等について周知するとともに、文部科学省とも連携し、保護者の信仰に起因した潜在的な悩みを相談できる各種の窓口を案内しています。

また、法テラスでは、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題に関する相談に対応する「靈感商法等対応ダイヤル」（フリーダイヤル0120-005931）を設置し、子どもを含む相談者の悩みの内容等に応じて適切な窓口を案内しています。同ダイヤルでは、心理的なケアを図りつつ悩みごとを子ども等から丁寧に聴取できるよう、スクールカウンセラー等の経験を有する公認心理師が、必要に応じ、相談に対応しています。

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議においても、子ども・若者の救済に関する施策として、子どもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会を活用し、個別事案について、重層的な支援を行っていくこととしています。

引き続き、子どもたちの「声なき声」を聞き漏らすことなく救済につなげていくために、教育・啓発や相談体制の充実を図っていきます。



## 3

## 高齢者

介護の際に虐待を受けた、無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にすることを育てする必要があります。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっています。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

平成7年12月、国民一人一人が生涯にわたっ

て安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8年7月には、同法に基づき、「高齢社会対策大綱」が策定されました（現行の大綱は平成30年2月閣議決定）。

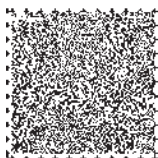
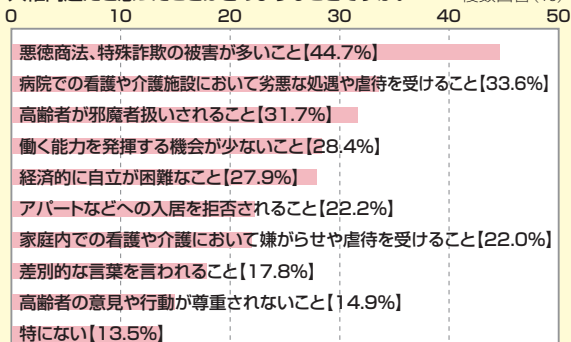
また、高齢者の尊厳を守るため、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

さらに、平成30年12月には、「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、

もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」の実現に向けて、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて、関係省庁が連携しな

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）から

あなたが、高齢者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。 複数回答(%)





1. 主な人権課題

2. 特集人権擁護に関する世論調査

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

から、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進しています。

加えて、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しています。

法務省の人権擁護機関では、高齢者を含む全ての人々の人権が尊重される社会の実現に向けて、啓発冊子の配布や動画の配信等の各種人権啓発活動を実施しています。

また、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるよう、老人福祉施設等の社会福祉施設において、特設の人権相談所を開設するなどの取組を行っています。

そのほか、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。



啓発冊子  
「とも生きる時代へ 高齢社会と人権」

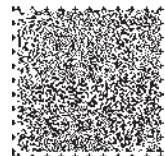


啓発動画「『誰か』のこと じゃない。一  
支え合う共生社会の実現に向けて」



■高齢者に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
高齢者に対する暴行・虐待	319	251	185	131	81
高齢者福祉施設における人権侵犯	42	31	23	16	23



## 4

## 障害のある人

障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られたりする事案が発生しています。障害のある人に対する十分な理解と配慮が必要です。

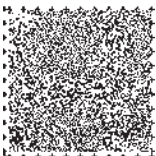
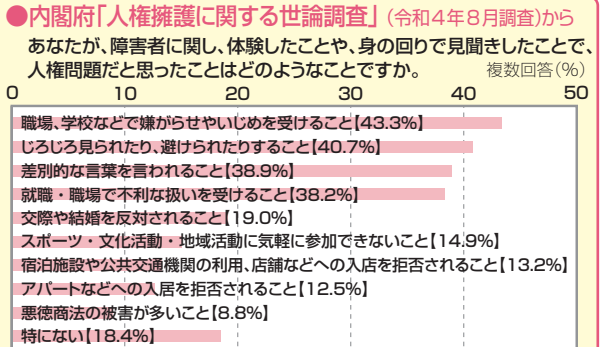
障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

「障害者基本法」では、「共生社会」の理念の普及を図るため、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催しています。

また、障害のある人の尊厳を守るため、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の防止や虐待の早期発見、早期解決のための施策が進められています。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われており、令和3年5月には、事業者による合理的配慮の提供についての努力義務を義務へと改めることなどを内容とする改正法が成立しました（令和6年4月1日に施行）。

平成29年2月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「心のバリアフリー」とユニバーサルデザインの街づくりを推進することなどを定めた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、この計画に基づき、障害のある人やその支援団体の評価結果をも踏まえながら、





1. 主な人権課題

2. 特集人権擁護に関する世論調査

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

施策の実施・改善等が図られてきたほか、平成30年12月に施行された「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の下、ユニバーサル社会の実現に向けた取組が推進されています。

令和4年5月には、全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加することができるよう「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づき策定された「障害者基本計画（第5次）」に沿って、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しています。

法務省の人権擁護機関では、車椅子や障害者スポーツ体験、パラリンピアンによる講話と組み合わせた人権教室など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

また、普段、法務局に向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるよう、障害者支援施設等において、特設の人権相談所を開設するなどの取組を行っています。さらに、障害のある人と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。



啓発冊子  
「障害のある人と人権」

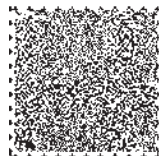


啓発動画  
「誰か」のこと じゃない。」



■ 障害のある人に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
障害のある人に対する差別待遇	235	163	125	112	107
障害者福祉施設における人権侵害	40	38	28	22	27



## 5 部落差別（同和問題）

「あの人は同和地区出身だから…。」「部落出身だから…。」などと言われて結婚を妨げられたり、差別的な発言や落書きがされたりするなどの事案が依然として存在しています。部落差別（同和問題）を解消することが必要です。

### 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

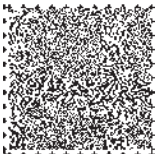
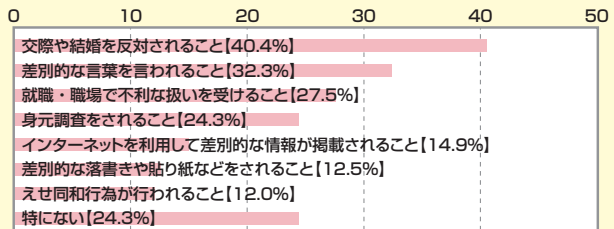
この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、

昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、インターネット上の差別的な書き込み等の事案は依然として存在しています。平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）に基づき実施し、令和2年6月に公表した部落差別の実態に係る調査の結果（[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)）においても、部落差別（同和問題）に関する正しい理解が進む一方で、インターネット上で特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現が書き込まれたり、結婚・交際の場面における差別的取扱いの事案が発生したりするなど、偏見・差別意識が依然として残っていることや、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られるこ

#### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）から

部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。部落差別・同和問題を知っているとする者に、複数回答（%）







となどが明らかとなっています。部落差別（同和問題）については、同法及び附帯決議のほか、上記の調査結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要です。

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）解消のため、部落差別解消推進法の施行を周知するとともに、啓発動画を配信するなどの各種人権啓発活動に取り組んでいます。また、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っています。関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、違法性を判断した上で、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど、適切な対応に努めています。

■部落差別（同和問題）に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	92	221	244	308	433



啓発動画  
「「誰か」のこと  
じゃない。」



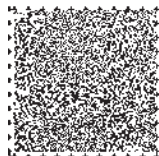
## えせ同和行為の排除

部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因になっているものに、いわゆるえせ同和行為の横行があります。これは、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為（例えば、高額の書籍を売りつけるなど）を指します。

えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが必要です。

国は、昭和62年に全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、また、地方においても、全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置するなど、えせ同和行為を排除するための取組を行っています。

また、法務省では、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引を作成し、法務省ホームページで公開（<https://www.moj.go.jp/content/001361670.pdf>）するとともに、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年から11回にわたってアンケート調査を実施しています（直近の平成30年度の調査結果は、<https://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。



## ⑥ アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

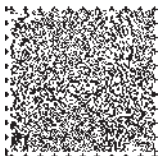
アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカㇿ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成19年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

令和2年7月、アイヌ文化の復興・創造の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。こちらは、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することのできる場となっています。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発動画を配信するなどの様々な人権啓発活動に取り組んでいます。また、令和4年5月から「アイヌの方々のための相談事業」との連携を開始するなど、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。





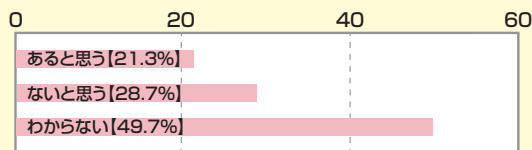
啓発動画  
「アコロ青春 a=kor  
アコロ【アイヌ語で「私たちの」】



### ●内閣官房・内閣府「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

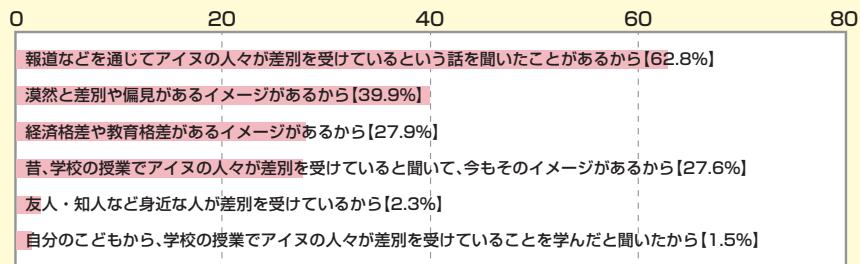
(令和4年11月調査)から

#### アイヌの人々に対する差別や偏見の有無



#### 差別や偏見があると思う理由

差別や偏見が「あると思う」と答えた者に、複数回答(%)

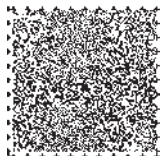


### ■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成31年法律第16号)

第4条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

### ■アイヌの人々に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

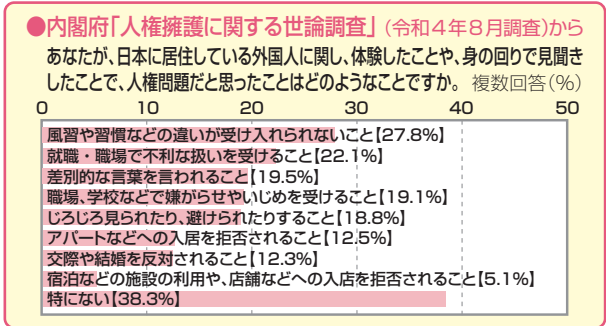
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	0	1



# 7 外国人

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

我が国に在留する外国人は、令和4年末現在で約308万人であり、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。



法務省の人権擁護機関では、多くの言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して人権相談に応じるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されるものではありません。なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。

法務省の人権擁護機関では、関係省庁や地方公共団体との情報共有も行いなが






啓発冊子(マンガ)  
「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」



啓発動画  
「『誰か』のことじゃない。」



啓発動画  
「ヘイトスピーチ、許さない。」  
(インターネット編)



ら、「ヘイトスピーチ、許さない。」をキャッチコピーとした各種人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人に対する差別待遇	62	72	60	59	47


You can get the Human Rights Counseling Leaflet for Foreigners from the Ministry of Justice website at : <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

## 資料 外国語による人権相談

**対応言語** 英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語

**Language** English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepal, Spanish, Indonesian, and Thai

### 外国語人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

 **0570-090911**

**対応時間** 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

### 外国語インターネット人権相談受付窓口(Human rights counseling services on the Internet)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



### 外国人のための人権相談所(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局(60ページ参照)において、通訳を介するなどして面談による人権相談に応じています(上記以外の言語にも対応可)。

**対応時間** 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり人権相談所を開設しています。

所在地	開設場所	受付日時	対応言語	お問合せ先
福岡市	アクロス福岡3階ごくさいひろば 福岡市中央区天神 1-1-1 ※令和5年度末をもって終了予定	毎月 第2土曜日 13:00 ~ 16:00	英語	福岡法務局 人権擁護部 092(739)4151
高松市	アイバル香川 (香川国際交流会館)会議室 高松市番町 1-11-63	毎月 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 (予約制)	英語、中国語、 ベトナム語、 ポルトガル語	高松法務局 人権擁護部 087(821)7850
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一 1-1	毎月 第4木曜日 13:30 ~ 15:30	英語	松山地方法務局 人権擁護課 089(932)0888



## 8

## 感染症

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。治療法の進歩により、仮にHIVに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

また、肝炎は、その多くがB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するもので、主に血液や体液を介して感染します。感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷や粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、そのほかに普段の生活の中で感染することはありません。

しかし、これらの正確な情報が十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる感染者や患者、その家族等も少なくありません。

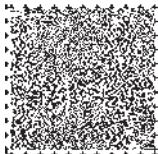
さらに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、様々な事情で接種を受けることができない人、受けることに注意が必要な人がいますので、それぞれの事情に配慮した感染対策を考え、接種を受けていないことのみを理由とした差別的取扱い（未接種が一目で分かるような指示をする、接種を拒否した人の契約を打ち切る、実習等に参加させないなど）をしないようにする必要があります。また、マスクについては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本とされていますので、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、配慮が必要です。

政府は、感染症に関連する偏見や差別をなくすため、感染症についての正しい知識の普及啓発を行っています。

法務省の人権擁護機関でも、感染症に関連する偏見や差別をなくすために、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



啓発動画  
「誰か」のこと  
じゃない。」



■ 疾病患者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇	26	15	44	68	49



## 9 ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれている現実を理解することが必要です。

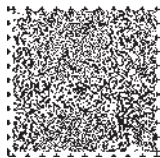
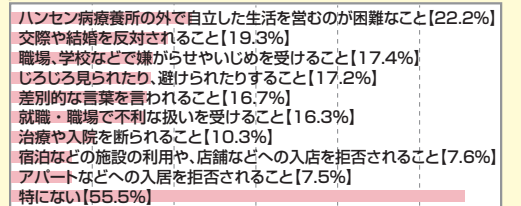
ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、かつて我が国で採られた強制的な隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいという誤った理解が国民の間に広まったことで、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれの無い差別や偏見の対象となってきました。

平成13年5月、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が出されました。この判決以後、政府は、平成20年6月に成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をも踏まえ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んできました。

しかし、偏見や差別の根絶には至らず、令和元年6月には、患者・元患者の家族が偏見や差別の被害等を訴えた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が出されました。これを受けて、同年7月に公表された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」では、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったこととはどのようなことですか。複数回答(%)



権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

厚生労働省の下に有識者や当事者により構成された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において、令和5年3月に取りまとめられた報告書の中でも、関係省庁が連携して啓発や相談等に関する施策を講じることなどが求められています。

法務省の人権擁護機関では、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいます。

例えば、ハンセン病問題に関するシンポジウムを開催し、当事者の方々による講演や学生等も参加するパネルディスカッションを行うとともに、シンポジウム

の内容を小学生・中学生向けの全国版新聞に掲載するなどして、元患者やその家族の思いを広く周知しています。また、パネル展やインターネット広告を実施したり、啓発動画を配信したりするなど、ハンセン病についての正しい理解の普及と偏見差別の解消に向けて、関係省庁と連携し、様々な人権啓発活動を実施しています。ハンセン病患者等に対する差別事案については、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。



インターネットバナー広告

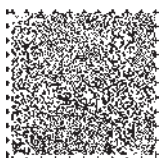


啓発動画  
「ハンセン病問題を知る  
～元患者と家族の思い～」

シンポジウム採録記事  
(読売中高生新聞)



啓発動画  
「ハンセン病問題  
～過去からの証言、  
未来への提言～」



■ハンセン病患者等に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済  
手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ハンセン病患者等に対する差別待遇	0	1	0	1	0





## 10

## 刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人やその家族に対する不当な差別的取扱いの事案等が発生しています。社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保における不当な差別的取扱い等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

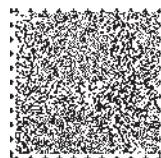
令和5年3月、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、第二次「再犯防止推進計画」が策定され、「就労・住居の確保等」や「民間協力者の活動の促進等」、「地域による包摂の推進」等を重点課題として位置づけ、再犯防止のための様々な施策が推進されています。

法務省では、犯罪や非行をした人の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て“社会を明るくする運動”を実施しており、「幸福の黄色い羽根」を運動のシンボルとして掲げ、全国各地で啓発活動を行っています。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑を終えた人に対する差別待遇	10	11	5	4	4



## 11 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

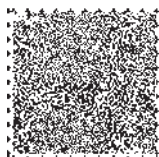
こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。同法に基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が作られ（令和3年3月第4次基本計画策定）、同基本計画に掲げられた施策が進められています。

また、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■犯罪被害者等に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	8	6	4	0	2





## 12 インターネット上の人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

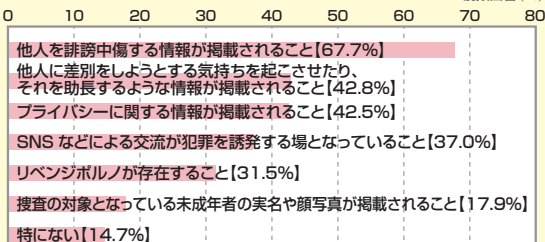
インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まる中、近時の誹謗中傷の実態への対処として、令和4年7月、侮辱罪の法定刑の引上げが行われました。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、平成21年4月から施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、平成30年2月から、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられました。

毎年2月から5月には、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用を呼び掛ける啓発活動が集中的に行われています。

また、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から  
あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。 複数回答(%)



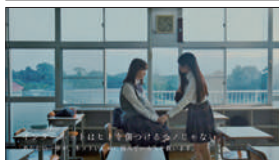
援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年12月に施行され、同法に基づく取締りが進められています。

法務省の人権擁護機関では、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施しているほか、中学生・高校生とその保護者を対象とした啓発冊子の配布や啓発動画の配信、シンポジウムの開催などの人権啓発活動を行っています。また、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する各種相談窓口を整理したフローチャートを掲載して、人権相談窓口の周知・広報を行うなど、対策の強化に取り組んでいます。

インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求やその情報の削除依頼の方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応に努めています。



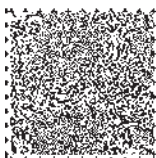
啓発動画「インターネットは  
ヒトを傷つけるモノじゃない。」



啓発冊子  
「あなたは、大丈夫？考えよう！  
インターネットと人権」



SNS 利用に関する人権啓発サイト  
「#No Heart No SNS」



■インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
インターネットに関する人権侵犯	1,910	1,985	1,693	1,736	1,721



1. 主な人権課題

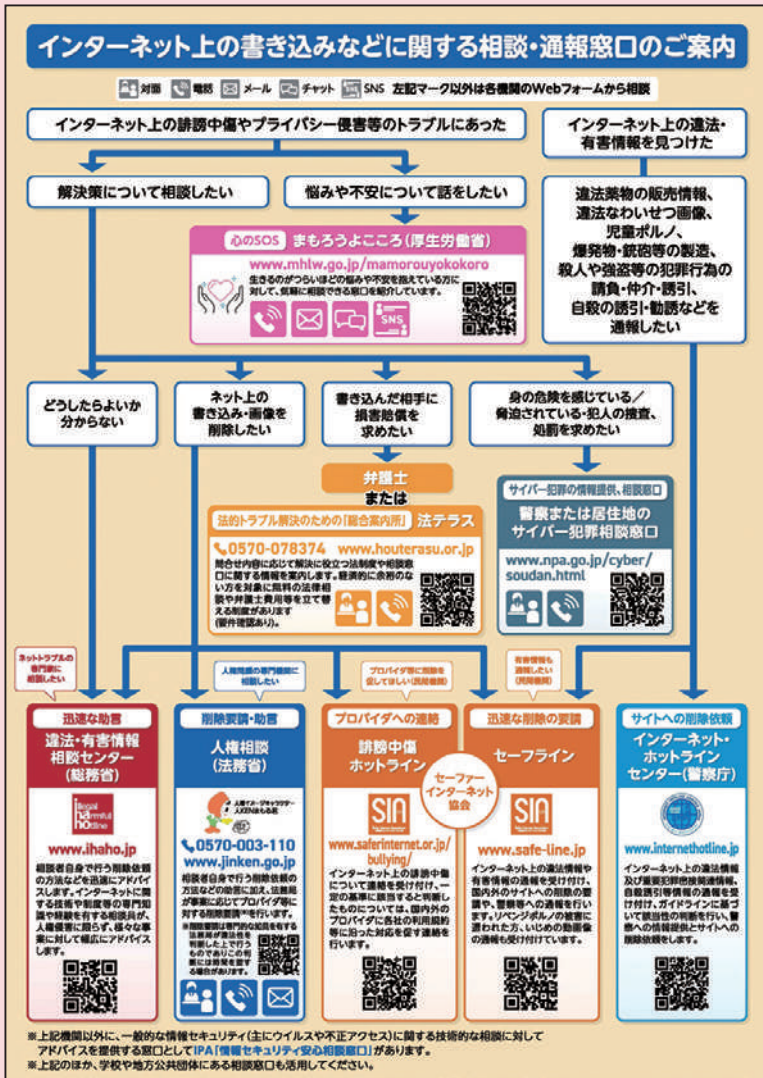
2. 特集人権擁護に関する世論調査

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

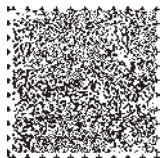
4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

資料



上記の資料は、法務省ホームページでも公開しています。



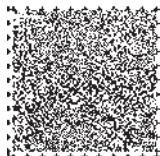
北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

平成18年6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

同週間中、政府主催国際シンポジウムを始めとする様々なイベントの開催や、電車内の中吊り広告やインターネット広告、新聞広告等の各種メディアによる周知・広報などの様々な活動が行われています。



ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



政府主催国際シンポジウム



## 14 ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められています。

また、同法に基づき、平成30年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

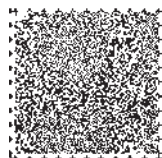
### ■ホームレスに対する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ホームレスに対する人権侵犯	1	3	1	1	0

## 15 性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

政府は、性的マイノリティに対する不当な差別や偏見はあってはならないとの認識の下、多様性が尊重され、全ての人が生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現を目指しており、公共施設、医療、就業、学校、社会福祉等の様々な場面で生じている性的マイノリティに関する様々な課題について、関係府省が横断的に連携しながら、取組を進めてきました。



こうした中、令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました。同法に規定する「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、関係府省が連携しながら、各種施策が進められていくこととなります。

法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を強調事項として掲げ、講演会等の開催や啓発冊子の配布等の各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。また、令和5年3月には、企業・団体における性的マイノリティに関する取組を促進するとともに、社会全体の性的マイノリティの方々に対する理解の増進に資するよう、企業・団体の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設しています。



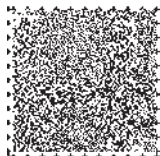
「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」特設サイト

■性的マイノリティに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
性的マイノリティに関する人権侵犯	19	17	17	9	9

## 16 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。



政府は、令和4年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引対策に係る情勢に適切に対応し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を





推進しています。また、同計画に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係省庁が協力して取組を進めています。

法務省の人権擁護機関では、人身取引についての関心と理解を深めるため、各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



ポスター「人身取引対策」



リーフレット「人身取引対策」

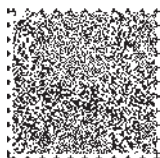
## 17

## 震災等の災害に起因する人権問題

震災等の大きな災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとしました。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見や差別が今なお懸念されています。

法務省の人権擁護機関では、風評に基づく差別的取扱い等、災害に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権問題の発生を防止するため、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じています。また、シンポジウムの開催、啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施しています。



## 2.特集 人権擁護に関する世論調査

### ●「人権擁護に関する世論調査」とは

「人権擁護に関する世論調査」は、人権擁護に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、昭和33年からおおむね5年ごとに実施されています。13回目となる今回の調査は、令和4年8月4日から同年9月11日まで全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象に実施されました（有効回収数1,556人、有効回収率51.9%）。

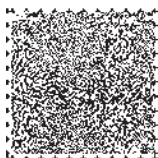
ここでは、令和4年11月に内閣府から発表された調査結果を基に、人権教育・啓発に関する国民の意識を概観します。

### ●個別の人権問題に関する意識について

日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことか聞いたところ、各回答の割合は、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が53.0%と最も高く、以下、「障害者」（50.8%）、「こども」（43.1%）等の順となっています。

前回調査においても、「インターネットによる人権侵害」が43.2%と高い水準にありましたが、近時、誹謗中傷などの問題が深刻化していることからインターネット上で発生している様々な人権問題に対し、一層の関心が寄せられていることがうかがわれます。

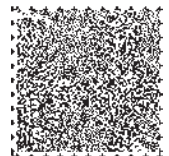
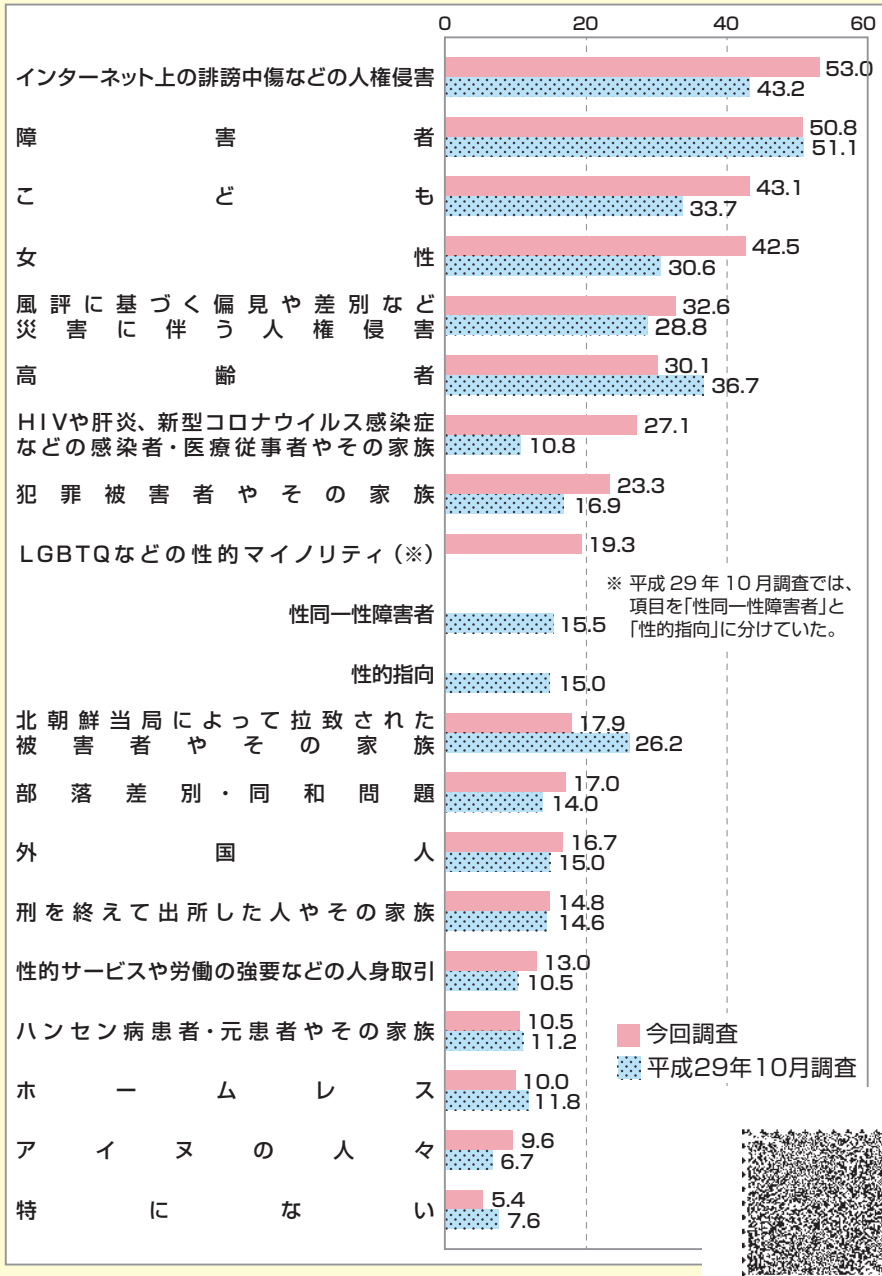
なお、各人権課題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことか聞いた結果については、各人権課題のページにそれぞれ掲載しています。





## ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか。 複数回答(%)



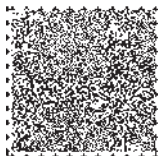
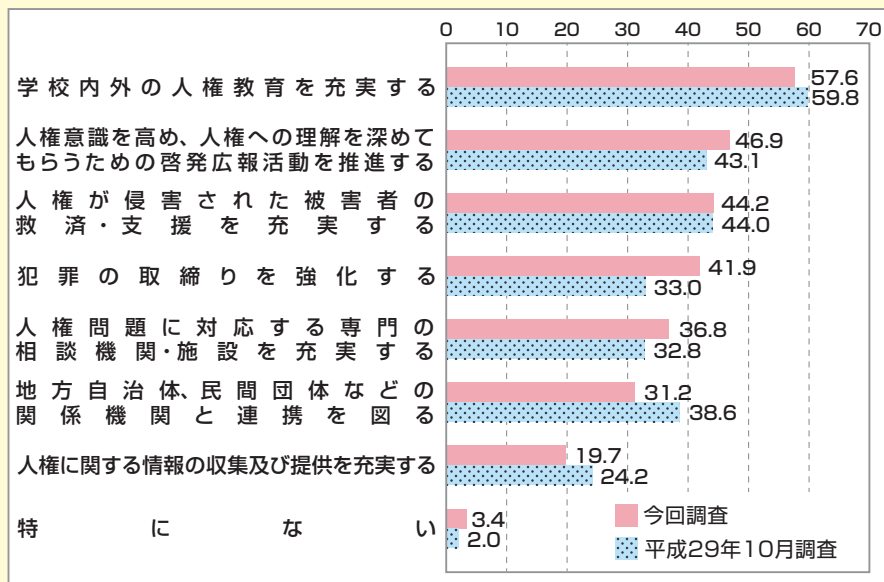
## ●人権問題の解決のための方策について

人権問題の解決に向けて、国は、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ、「学校内外の人権教育を充実する」(57.6%)、「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」(46.9%)、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(44.2%)を挙げた者の割合が高くなっています。

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたは、人権問題の解決に向けて、国は、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。

複数回答(%)



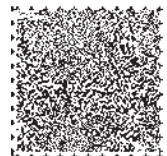
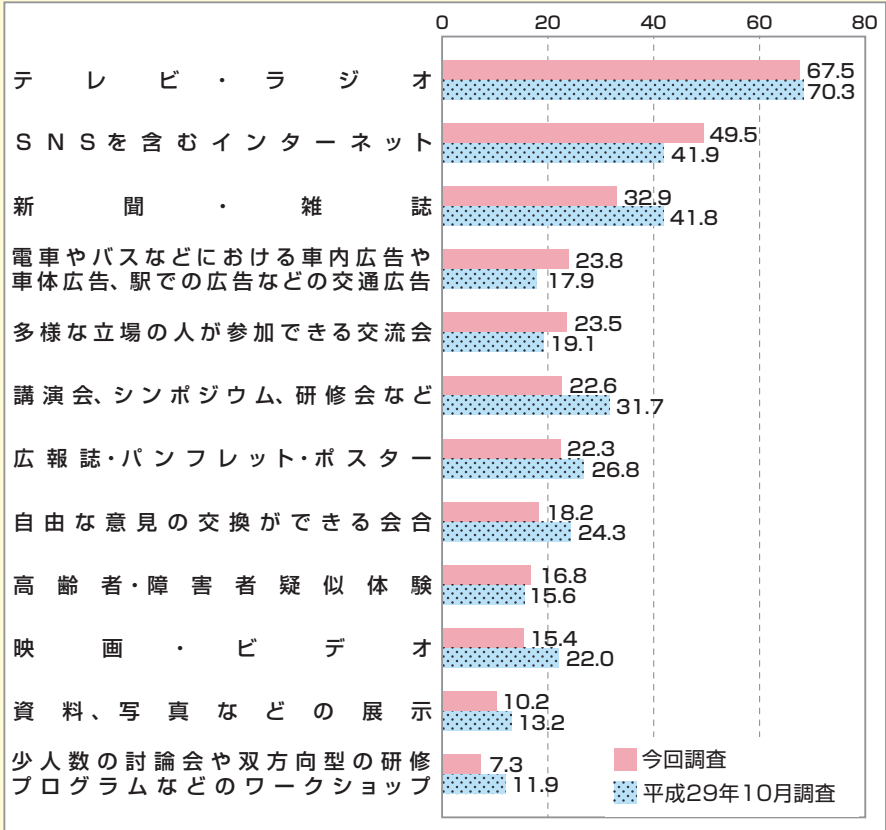


また、人権尊重意識が人々の間に広く深く浸透するためには、国がどのような方法で啓発広報活動を行うことが効果的であるか聞いたところ、「テレビ・ラジオ」(67.5%)、「SNSを含むインターネット」(49.5%)、「新聞・雑誌」(32.9%)を挙げた者の割合が高くなっています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたは、人権尊重意識が人々の間に広く深く浸透するためには、国がどのような方法で啓発広報活動を行うことが効果的だと思いますか。

複数回答(%)



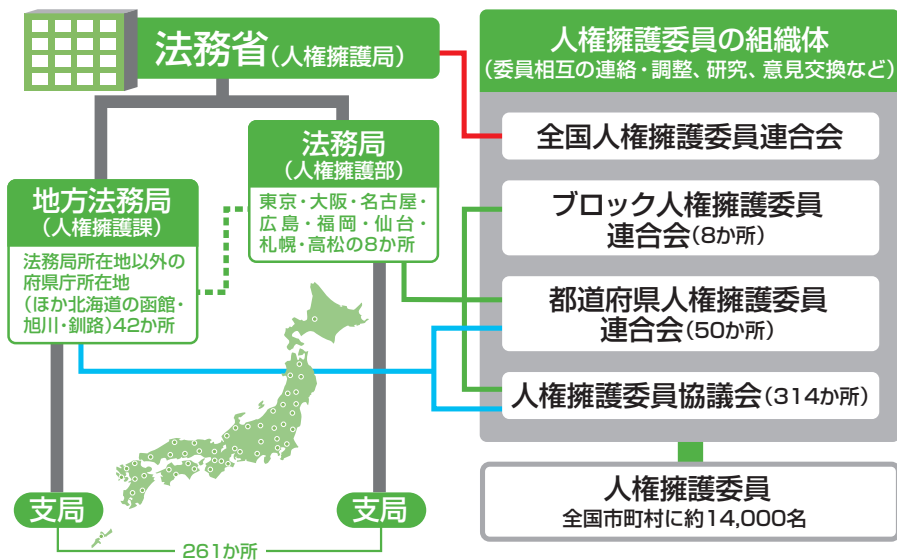
# 3.法務省の人権擁護機関の仕組み

「1.主な人権課題」で述べたとおり、私たちの周りでは人権に関わる様々な問題が起きています。この章では、このような問題に取り組むために設けられている法務省の人権擁護機関の仕組みを紹介します。

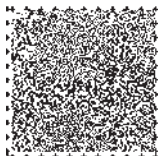


人権相談

法務省の人権擁護機関の構成図 (令和5年6月1日現在)



## ① 法務省人権擁護局とその下部機関



国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の業務を行っています。



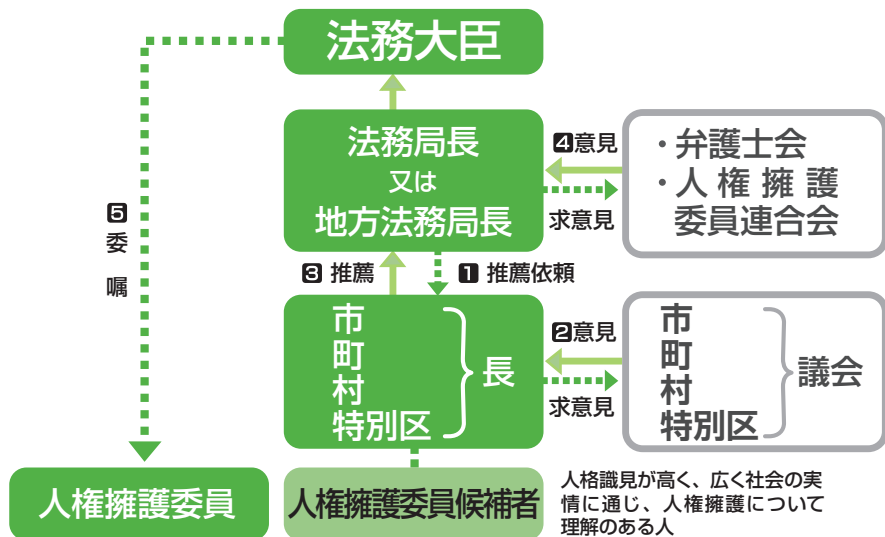
## ② 人権擁護委員

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で、秘密は厳守します。困ったことがあったら、気軽に相談してください。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の方々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、こうした官民連携の取組は、諸外国でも例を見ないものです。

現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては特別区を含む。）に配置され、それぞれの地域において、経歴や専門分野をいかした積極的な活動を行っています。

人権擁護委員はこうして委嘱されます。



人権擁護活動  
シンボルマーク

このシンボルマークは、法務省の人権擁護機関が行う啓発広報活動に統一性・独自性を持たせるとともに、人権擁護活動についての親近感を深め、啓発広報活動をより効果的にすることを目的として、平成4年12月から使用されています。



## ■人権擁護委員の活動の様子



被災地における活動（仮設住宅訪問）



人権の花運動



地元企業での研修講師



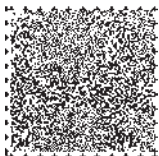
地元FM放送での人権啓発

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設や商業施設等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。

相談等を通じて、被害者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査に当たり、当事者の関係を調整するなど、事案の円満な解決を図っています。

また、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動（小学生や幼稚園児等を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」（48ページ参照）や「人権の花運動」（49ページ参照）、地元企業等における人権研修の講師等）や地元FM放送局での人権擁護委員の活動の紹介など、各地域に根ざした活動を行っています。

あなたの街の人権擁護委員については、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。





## 6月1日は「人権擁護委員の日」です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

人権擁護委員として人権擁護活動を行ってみませんか。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。



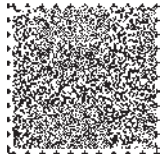
面接による人権相談

ポスター「人権擁護委員制度」

### 人権擁護委員のき章



外枠に「かたばみ」の葉をあしらい、中に菊形の「人」の文字を配したデザイン。「かたばみ」は、地をはって広がっていく根強い植物であり、人権尊重思想が広がっていくようにとの願いが込められています。



## 4.法務省の人権擁護機関の活動

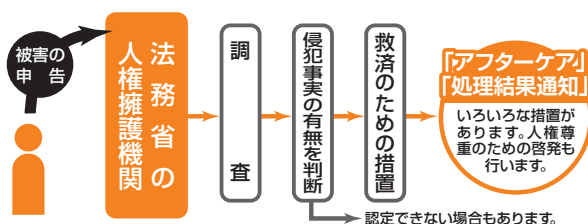
法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。その活動は、大きく分けて、人権侵犯事件の調査救済、人権相談及び人権啓発です。この章では、法務省の人権擁護機関の活動を紹介します。

### ① 人権侵犯事件の調査救済

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があれば、「人権侵犯事件調査処理規程」(法務省訓令)に基づき速やかに救済手続を開始します。また、新聞・雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。

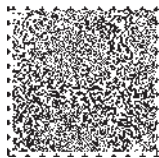
救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

#### ■調査救済の流れ



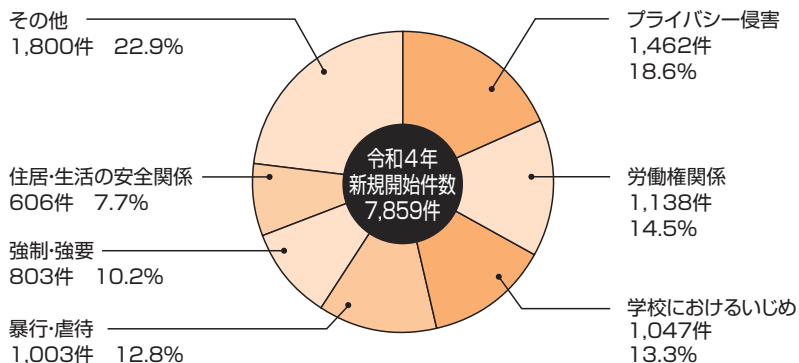
調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をすることができる者に対してする「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。





## ■令和4年人権侵犯事件数（新規救済手続開始）の種類別内訳



## 人権侵害による被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、令和4年中に次のような救済措置を講じました。

### ①いじめ 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、吃音をからかわれるなどのいじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないことにより、不登校を余儀なくされているとして、当該児童の親から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、担任教諭が、当該児童から複数回相談を受けていたにもかかわらず、学校長に報告しなかったため、学校における対応が適切に行われず、当該児童に対するいじめが続いたことが認められました。

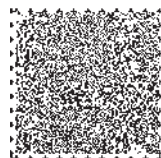
法務局は、学校長に対し、いじめによる被害防止に向けた取組に一層努めるよう要請しました。（措置：「要請」）

### ②虐待 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴られるなどの暴行を受けており、児童相談所への保護を求めて交番に行きたいとして、「LINEじんけん相談」に相談があった事案です。

法務局は、直ちに、当該生徒の最寄りの警察署及び児童相談所に対し、情報を提供するとともに、対応を依頼しました。

その結果、当該生徒は、警察に保護された後、児童相談所の施設に入所することとなり、当該生徒の安全を速やかに確保することができました。（措置：「援助」）



### ③ 学校の指導 小学校における不十分な指導

こどもが通学する小学校において、同級生が乱暴な行為をしていることに対し、学校が十分な対応をしていないとして、保護者から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、学校は、当該同級生への対応を行っているところであり、今後は当該保護者にも当該対応等を説明していきたいと考えていることが判明しました。

法務局が、学校に対し、当該保護者の当該いじめ対応に係る要望を伝えるとともに、当該保護者に対し、学校の対応等を説明したところ、保護者はこれに理解を示し、両者の信頼関係が構築されました。(措置：「調整」)

### ④ セクシュアルハラスメント 講師による受講者に対するセクシュアルハラスメント

研修の受講者が、講師から、研修中に性的な発言を受けたとして、相談があった事案です。法務局が調査した結果、研修中に、講師が当該受講者に対し、性的な発言を行ったことが認められました。

法務局は、講師に対し、当該発言が当該受講者の意に反する性的な言動であって、セクシュアルハラスメントに該当することを指摘するとともに、人権尊重の理念等を説明したところ、講師からは反省の意が示されました。(措置：「啓発」)

### ⑤ パワーハラスメント 職場の上司から部下に対するパワーハラスメント

被用者が、上司から、事務以外の用途として供されていた場所において、一人で勤務するよう人事異動を命じられたことに対し、勤務先との話し合いを求めていたにもかかわらず、机を搬出され、強制的に勤務場所を変更させられたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被用者に対する当該命令は、合理的な理由なく行われたものであり、当該被用者を職場の人間関係から切り離すことにより、被用者に精神的苦痛を与えたものであって、パワーハラスメントに該当するものであることが認められました。

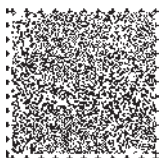
法務局は、当該上司に対し、良好な就業環境を維持すべき立場であったにもかかわらず、当該行為を行ったことは人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を自戒することを求めるとともに、パワーハラスメントについての理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。(措置：「説示」)

### ⑥ DV 夫から妻に対する暴力・暴言

夫から暴力等を受けている妻を一次的に保護しているとして、人権擁護委員から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、妻が夫に対して強い恐怖心を抱いていることが認められたことから、速やかに婦人相談所に情報提供を行い、必要な措置を求めました。

その結果、妻及びそのこどもは、婦人相談所に保護され、安全が確保されるとともに、関係機関による情報共有が図られ、妻らに対する支援体制を構築することができました。(措置：「援助」)



**7 ストーカー 中学生に対する嫌がらせ行為**

中学生の生徒が、同級生及びその家族から、嫌がらせを受けているとして、当該生徒の親から、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、警察が当該同級生らに警告を行っていることや、当該生徒らから通報があった場合にはすぐに警察官が駆け付ける態勢が執られていることが認められました。

法務局は、当該生徒の親に対し、上記警察の対応状況を伝えた上で、当該同級生らとの話し合いの方法等について助言したところ、当該生徒の親はこれに理解を示しました。（措置：「援助」）

**8 差別待遇関係 外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否**

外国人が、レンタルバイク店から、外国人であることを理由にバイクの貸出しを拒否されたとして、「インターネット人権相談受付窓口」に相談があった事案です。

法務局が調査した結果、当該店舗は、外国人に対し、一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められましたが、調査を行う中で、当該運用が外国人に対する不当な差別に該当する可能性があることを理解し、当該運用の見直しを行いました。

法務局は、当該外国人に対し、当該店舗の運用の見直しについて伝えたところ、当該外国人はこれに理解を示しました。（措置：「調整」）

**9 差別待遇関係 患者に対する公衆浴場の利用拒否**

（感染症ではない）皮膚疾患により発疹が出ていた公衆浴場の利用者が、当該公衆浴場の従業員から、他の利用客が嫌がっているため今後は来ないでほしい旨の発言をされたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、当該従業員から当該言動があったことや、当該公衆浴場において、当該利用者の入浴を拒否することができる法的な根拠はないことが認められました。

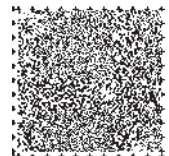
法務局は、当該公衆浴場に対し、公共性を有する公衆浴場において、当該利用者の外見を他の利用者らが嫌がっているという事情のみをもって入浴を拒否することは、営業の自由の範囲を超えた、当該利用者への不合理な偏見・差別であり、人権擁護上看過できないとして、今後、同様の対応を行うことがないよう説示しました。（措置：「説示」）

**10 差別待遇関係 同和問題に関する差別的発言**

近隣住民から、継続的に、部落民、部落へ帰れなどの同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、当該近隣住民が同趣旨の発言を行ったことが認められ、その調査中において、当該近隣住民は、今後、そのような言動は行わないと述べました。

法務局は、当該近隣住民に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、同和問題に対する理解と認識を欠いたものであって、人権擁護上看過できないものであるとして、基本的人権尊重の理念及び同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。（措置：「説示」）



## ⑩インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上の名誉感情侵害

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人であると指摘されるとともに、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被害者を虫に例えたり、同人の存在を否定するなどの被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められました。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至りました。(措置：「要請」)

## ⑪インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板上に、氏名とともに電話番号が投稿されているとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシー権を侵害するものであると認められました。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至りました。(措置：「要請」)

法務省の人権擁護機関では、被害の申告がしやすいように、「人権侵犯被害申告シート」(右参照)を用意し、法務局・地方法務局に備え置くほか、法務省ホームページに掲載し、自宅でプリントアウトして利用いただけるようにしています。



人権侵犯被害申告シート

The form is titled "人権侵害被害申告シート" (Human Rights Violation Complaint Sheet) and includes fields for "地方(法務局) 連絡先" (Local Government (Law Office) Contact Information), "氏名" (Name), "住所" (Address), "性別" (Gender), "電話番号" (Phone Number), and "Eメール" (Email). It also has sections for "被害者本人(行方不明)の住所" (Victim's (Missing) Address) and "被害を受けた人" (Person Affected) with checkboxes for "被害者本人" (Victim) and "被害を受けた人" (Person Affected). There are fields for "性別" (Gender), "年齢" (Age), "国籍" (Nationality), "職業" (Occupation), and "住所" (Address). A large text area is provided for "このようにお困りなされたか、また、正しくは何機関まで届けたいか" (Did you experience this, and if so, to which authority do you want to report it?). At the bottom, there are checkboxes for "本人以外に人権擁護機関に伝えたいことをおぼせたい" (I want to tell someone else about this) and "本人以外に人権擁護機関に伝えたいことをおぼせたくない" (I do not want to tell anyone else about this).



## ② 人権相談

毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめ等に思い悩んだりすることがあったら相談してください。

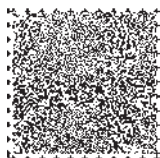
法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けています。相談は無料で、難しい手続は何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。人権相談の開設場所、開設日時等については、最寄りの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

「みんなの人権110番」(0570-003-110 (全国共通))「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)、「こどもの人権110番」(0120-007-110)も開設しています。インターネットやLINEでも人権相談を受け付けています。相談窓口に関する詳細は、裏表紙をご覧ください。

このほか、全国の小・中学生に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に応じるなど、様々な手段を用意して、子どもたちが相談しやすい体制をとっています(6ページ以下参照)。

日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設しています(19ページ参照)。

人権相談・調査救済制度周知用リーフレット



### ③ 人権啓発

法務省の人権擁護機関では、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料の公表、インターネット広告の実施、テレビ・ラジオの放送、新聞・広報誌への掲載等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

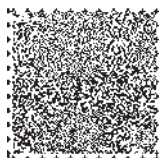
人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

#### 啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関では、昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和5年度の啓発活動重点目標は、「『誰か』のこと じゃない。」と決めました。この言葉には、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらいたいとの思いが込められています。

また、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、17の啓発活動強調事項を掲げ、人権啓発活動を実施しています。



ポスター  
「令和5年度啓発活動重点目標」







## 啓発活動強調事項

- ①「女性の人権を守ろう」
- ②「子どもの人権を守ろう」
- ③「高齢者の人権を守ろう」
- ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑤「部落差別(同和問題)を解消しよう」
- ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑦「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」
- ⑨「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑩「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑪「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」
- ⑫「インターネット上の人権侵害をなくそう」
- ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑮「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」
- ⑯「人身取引をなくそう」
- ⑰「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」

## 人権週間



ポスター「第74回人権週間」

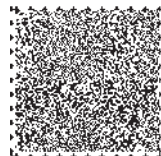
国連は、昭和23年（1948年）の第3回総会で世界人権宣言（53ページ参照）が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等の人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日）を「人権週間」と定め、全国的な人権啓発活動を展開しています。

## 人権啓発活動ネットワーク

法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村、公益法人等、人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークとして、都道府県単位で「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を、また、市町村単位で「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。

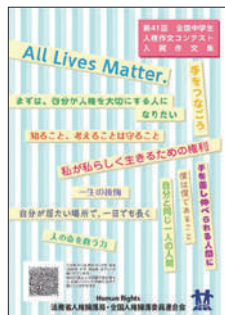
このネットワークでは、構成員による共同啓発活動、人権啓発情報の提供等を行っています。



## 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。

令和4年度（第41回）は、6,582校から、76万8,623編の応募がありました。法務省ホームページでは、入賞作品を取りまとめた作文集を始め、過去の入賞作品を題材とした啓発動画や入賞作品の英訳なども掲載しています（第41回の内閣総理大臣賞受賞作品は、50ページ以下参照）。



第41回全国中学生  
人権作文コンテスト入賞作文集

## 人権教室

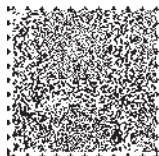
人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、こどもたちに、相手への思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動です。

小・中学生等を対象に、人権の花運動（49ページ参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して実施しています。

近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まり（54ページ参照）を背景に、企業経営者や従業員を対象とした「大人の人権教室（企業啓発）」も数多く実施しています。

また、スポーツ選手等を講師に迎え、ゲームや体験談から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学んでもらう人権スポーツ教室や、車椅子体験、ボッチャ等の障害者スポーツ体験などを通じて、違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」を学び、障害の有無にかかわらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社が実施する安全教室と連携した人権教室なども、積極的に実施しています。





令和4年度は、83万1,383人を対象に人権教室を行いました。



法務省ホームページにて、  
上記動画を含む企業向け  
コンテンツを案内中



人権教室

## 人権の花運動

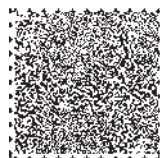
人権の花運動は、こどもたちが協力して花の種子や球根を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、主に小学生を対象に、昭和57年度から実施しています。

この運動は、育てた花を社会福祉施設等に贈ったり、写生会や鑑賞会を開いたりすることで、地域の人々とのコミュニケーションを深め、地域の人々にとっても人権尊重意識を高めてもらうきっかけとなっています。

令和4年度は、3,764校の学校等において、42万1,376人を対象に行いました。



人権の花運動



# 大きく息を吸い込む世界へ

広島県 学校法人盈進学園盈進中学校 3年 <sup>まつば</sup>松葉 <sup>はるの</sup>悠乃

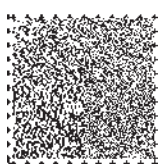
何を話しているのかわからない。周りの人が怖い。そう感じたことがあった。

私は6歳の頃から3年間、アメリカで暮らした。生活習慣も言語も違う国で、何もかもが初めてで、不安ばかりだった。英語もまったく聞き取れず、友だちもできず、孤立した。

アジア人の私を見て、うわさをしているんじゃないか。そう思えば思うほど、周りに話しかける勇気を失った。しかし、現地の小学校に通い始めて間もなく、状況が変わった。英語ができず、消極的だった私に、声をかけてくれる白人の女の子がいた。私が寂しくないようにと、自分から日本語を勉強し、たどたどしい日本語で話しかけてくれる笑顔の女の子。その気持ちがうれしかった。だから、その子といるのが楽しくて、肌の色や言語の違いが気にならなくなった。そうして私は、少しずつ積極的に、周りに話しかけるようになり、英語も次第に使えるようになった。

家族でラスベガスへ旅行に行った時、私は衝撃的な場面に出くわした。私の目の前にいたフードを被った男性に、いきなり白人男性が暴言を浴びせ、唾を吐きかけた。フードの男性は抵抗もせず、何事もなかったかのようにそのまま歩いていた。フードの男性は黒人だった。「ひどいことをされたのになぜ、言い返さないのだろう」と思ったが、小学2年生の私はただ怖くて、震えていた。でも中学3年生になった今、私は思う。あの瞬間、まさに目の前で人種差別が起きていたのだ。人として許されない差別が。今の私だったらあの時、唾を吐きかけられた黒人男性に、何と声をかけるだろうか。そして、白人男性に抗議できるであろうか、と。

2020年5月、アメリカで、黒人のジョージ・フロイドさんが、白人警察官による行き過ぎた拘束により、命を落とした。私にラスベガスの記憶がよみがえり、抗議デモなどの報道に接するたびに、胸が締め付けられる自分がいた。警官に9分29秒も首を押さえつけられる中、フロイドさんは27回も「息ができない」と訴えた。「袋の中の魚のように、ゆっくりと意識を失っていった。次第に白目になって、体がぐったりして命がついに消えた」。検察側証人の証言だ。フロイドさんは、この9分間に何を思ったのだろうか。“I can't breathe”。彼の言葉が私の頭の中で響くたび、私は息苦しくなった。





## 1. 主な人権課題

私の息苦しさは限界に達しかけていた。そのとき、学校の先輩にその思いをぶつけてみた。その先輩は、フィリピン人と日本人のダブルで、生まれつき肌の色が少し濃い。小学生の頃、友だちに「肌が汚い」とからかわれ心に深い傷を負っていた。先輩は、高校卒業後、アイルランドへ留学したが、その矢先に、新型コロナウイルス（COVID-19）の問題が世界を駆け巡った。その流行は、中国が起源とされたため、アイルランドでは中国人が差別の対象として狙われた。

ある日、先輩は、白人から「COVID-19!」と罵られ、唾を吐かれたり、石を投げられたりしたそうだ。先輩は、普段はとてもコミュニケーションで、多様な国籍を持つ友人をもつ。だから先輩は、「自分には人種に対する差別や偏見はない」と思っていた。だが、そのとき、自分の差別心を突きつけられたという。「自分が白人から差別されたことに対する怒りより先に、自分が中国人と間違われたことに対して不快感を覚えた自分がいた。その感情を自覚したとき、自分が一人の人間として、恥ずかしいと思った」と振り返る。この話を聞いて、私は思った。「『自分には差別する心はない』と思うことで、差別を見ようとしないう自分をつくっているんじゃないだろうか。先輩の話は決して他人ごとではない。差別は自分の心の中で生まれる。自分にも当てはまることだ。自分の心を常に見つめる自分でなければ、差別は見抜けない。そう考えられなければ、私の心はずっと『I can't breathe』のままなのだ」と。

アメリカでは黒人の人口が白人の約5分の1。だが、新型コロナウイルスでの死亡率は白人よりも黒人の方が高い。命に優劣があってはならないが、アメリカの一部の病院では黒人の患者に対して、治療どころか検査さえしてくれないという現実があったようである。6歳の私に話しかけてくれた女の子は、この現実をどうとらえているだろうか。

“Black Lives Matter”確かにそうだ。でも私は「All Lives Matter.」（すべての人の命は大切だ）と訴えたい。フロイドさんが繰り返した「I can't breathe」という魂の叫びといっしょに。誰もが一人の人間として、誰にでも分け隔てなく、他者と対等に向き合い、誰もが自分の言葉で、自分に誇りを持って語れる日々が来るために。そして、6歳の私に、笑顔で話しかけてくれた女の子のように。I deeply take a breath and shout my words to the world. 私は大きく息を吸い込み、世界にこう叫び続ける。「人はすべて平等で、すべての人が生きる権利を有する」と。

## 2. 特集人権擁護に関する世論調査

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護



# 5.国際社会における人権擁護

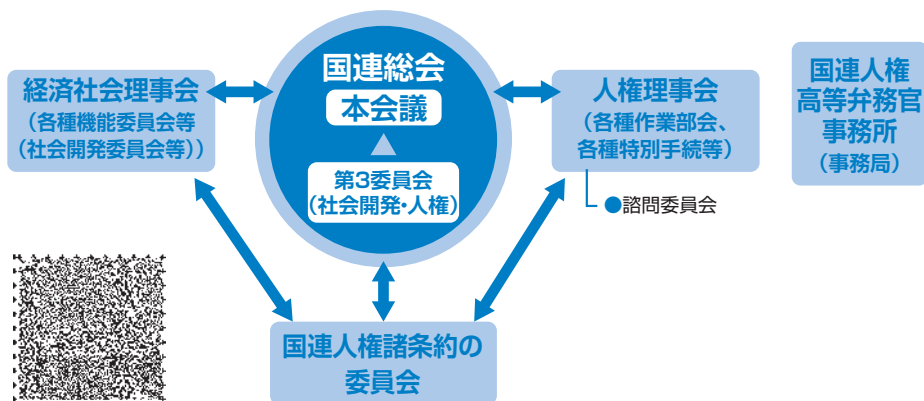
「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」は、国際連合（国連）の重要な目的の一つであり、国連では、様々な枠組みを設けて、人権の保障に取り組んできました。冷戦が終結し、グローバル化が進む現在、改めて、人権の尊重が平和の基盤であるとい

うことが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。



## ① 国際連合

昭和20年（1945年）に発足した国連は、約70年の歳月を経て、世界の190か国以上が加盟する大きな国際機関となりました。国連には、人権の擁護・促進のための様々な機関が設置されており、国際社会における人権保障の枠組みの中で大きな役割を担っています。





国連を作ろうという考えは、第二次世界大戦の惨禍さんかの中で生まれました。そして、昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持…人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）こと等を目的として国連が発足し、令和5年（2023年）3月現在では193か国が国連に加盟しています。国連には、経済、社会、文化等の特定の分野で活動する様々な機関がありますが、人権の分野においても、人権関係条約等が定める人権の保障を確保するための機関が設置されています。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって、人権理事会が設立されました。これに伴い、全国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして、「UPR（普遍的・定期的レビュー）」が制度化されました。

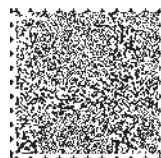
## 2 世界人権宣言

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。これにより、世界の人権を守る動きは大きく進んでいます。

20世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っています。

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定めています。また、法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から同月10日の1週間を「人権週間」と定めています（47ページ参照）。





パンフレット  
「世界人権宣言70周年」



## 世界人権宣言啓発書画



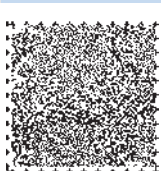
この書画は、書道家小<sup>こ</sup>木<sup>ぎ</sup>太<sup>たい</sup>法<sup>ぽう</sup>さんとブラジルの画家オタビオ・ロスさんが世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

## 資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっています。平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会においては、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」が全会一致で支持されました。また、企業が「持続可能な開発目標（SDGs (Sustainable Development Goals)）」に取り組む上で、人権を尊重した行動をとることを求められています。

このような「ビジネスと人権」に対する国内外の関心の高まりを受けて、政府は、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握、経済界や労働界等との議論やパブリックコメント等を経て、令和2年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定しました。

行動計画では、企業活動における人権尊重の促進を図るため、今後政府が取り組む施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）導入への期待が表明されています。また、行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、全府省庁で実施していくこととされています。







## 1. 主な人権課題

## 2. 特集人権擁護に関する世論調査

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護

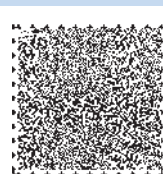
法務省の人権擁護機関においても、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することへの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、各種取組を実施しています。令和4年度には、企業等を対象とした人権研修用の動画として「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を作成しました。また、令和3年度に開設した特設サイト「Myじんけん宣言」についても、インターネット動画広告等による周知を行い、企業等に参加を呼び掛けています（「Myじんけん宣言」とは、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツです。特設サイトでは、400を超える企業等の方々が、自らの人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明しています。）。さらに、企業等が自ら研修を実施するための啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を公表しているほか、全国の法務局・地方方法務局において、企業等からの要望に応じて、法務局職員や人権擁護委員を派遣して人権研修を実施したり、企業内で問題となることの多い人権課題をテーマとした啓発教材「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会」の冊子の配布や動画の配信を行ったりするなど、「ビジネスと人権」に取り組む企業等を支援する取組を実施しています。詳しくは、お近くの法務局・地方方法務局又はその支局にお尋ねください。



「My じんけん宣言」特設サイト



「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」(冊子・動画)



### ③ 主要な人権関係条約

世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権保障のための条約として様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を周知し、理解を深めていくことが一人一人の人権を守ることにつながります。

世界人権宣言が採択された後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が起草され、昭和41年（1966年）の国連総会において全会一致で採択されました。

この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加え、人権に関連する諸条約としては、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約、強制失踪条約、障害者権利条約等があります。また、地域的な人権条約としては、欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章等があります。

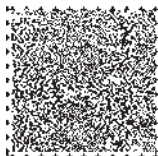
近年、人権擁護のための世界の取組は盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されています。

#### 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

A規約は、労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定したものです。

社会権とは、人権の保障を名実共に充実したものとするためには、国家が個人の生活の保障に一定程度の責任を果たすべきであるという認識に立って、国の施策により個人に認められている権利です。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、この規約を批准しました。





## 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B規約)

B規約は、人は生まれながらにして自由であるという基本的考えの下、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定しています。

具体的には、表現の自由、移動の自由、身体の自由、宗教の自由、集会・結社の自由に加え、参政権が規定されています。締約国は、全ての個人に対して、いかなる差別もなしにこれらの権利が尊重され、確保されることを義務として負っています。

我が国は、昭和54年(1979年)6月に、A規約と共にこの規約を批准しました。

## あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)

人種、民族に対する差別は依然として存在し、このような差別を撤廃するためには、各国に対し、差別を撤廃するための具体的な措置の履行を義務付ける国際文書を作成することが必要とされ、昭和40年(1965年)の国連総会において、この条約が採択されました。

人種差別撤廃条約は、締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策を全ての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としています。

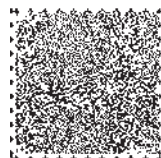
我が国は、平成7年(1995年)12月に、この条約に加入しました。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)

全ての人間は、そもそも生まれながらに自由かつ平等であることから、男女も個人として等しく尊重されるべきであるとの基本的理念を実現すべく、昭和54年(1979年)の国連総会において、この条約が採択されました。

女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが、締約国には求められています。

我が国は、昭和60年(1985年)6月に、この条約を批准しました。



## 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける 取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)

拷問の禁止については、世界人権宣言及びB規約等において既に規定されてきました。しかし、1970年代に、一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対し国際的な非難が高まったことを背景に、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、昭和59年（1984年）の国連総会において、この条約が採択されました。本条約は「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定しています。

我が国は、平成11年（1999年）6月に、この条約に加入しました。

## 児童の権利に関する条約(児童の権利条約)

世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そのような現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して、平成元年（1989年）の国連総会においてこの条約が採択されました。この条約は、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

我が国は、平成6年（1994年）4月に、この条約を批准しました。

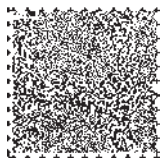


パンフレット「よくわかる！  
子どもの権利条約」

## 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)

拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を持つこの条約は、平成18年（2006年）に国連総会で採択されました。拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものです。

我が国は、平成21年（2009年）7月に、この条約を批准しました。





## 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

依然として障害のある人が人権侵害に直面している状況を改善するため、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、平成18年（2006年）の国連総会においてこの条約が採択されました。

この条約は、障害のある人の人権・基本的自由の享有の確保等を目的とし、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の、障害のある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定しています。

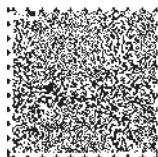
我が国は、平成26年（2014年）1月に、この条約を批准しました。

### 資料 我が国が締結している主要な人権関係条約

名称	採択年月日(上) 発効年月日(下)	締結国・地域・機関数
1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 1. 3	172 (2021年8月現在)
2 市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 3.23	173 (2020年10月現在)
3 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21 1969. 1. 4	182 (2020年10月現在)
4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18 1981. 9. 3	189 (2020年10月現在)
5 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10 1987. 6.26	171 (2020年10月現在)
6 児童の権利に関する条約	1989.11.20 1990. 9. 2	196 (2021年11月現在)
7 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20 2010.12.23	71 (2023年7月現在)
8 障害者の権利に関する条約	2006.12.13 2008. 5. 3	185 (2022年6月現在)



ニューヨークの国連本部で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」に調印する園田外務大臣 [昭和53年（1978年）当時] (写真提供 UN/DPI)



## 法務局・地方法務局 所在地等一覧

名 称	所 在 地	電 話
札幌法務局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局	〒040-8533 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局	〒078-8502 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1111
釧路地方法務局	〒085-8522 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台法務局	〒980-8601 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局	〒960-0103 福島市本内字南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局	〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局	〒030-8511 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
東京法務局	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F	0570-011-000
横浜地方法務局	〒231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	〒338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局	〒310-0061 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	029-227-9919
宇都宮地方法務局	〒320-8515 宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-623-0925
前橋地方法務局	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局	〒400-8520 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局	〒380-0846 長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-235-6611
新潟地方法務局	〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局	〒514-8503 津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局	〒500-8729 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局	〒910-8504 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局	〒921-8505 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-0550
大阪法務局	〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入生上生洲町197	075-231-0131
神戸地方法務局	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821

人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



## 人権擁護局HP・公式SNSアカウント

— 様々な情報を発信しています —

法務省人権擁護局HP



Twitter



Facebook



LINE



[@MOJ\\_JINKEN](#)

[HumanRightsBureau.MOJ](#)

[@JINKEN01](#)



人KEN  
あゆみ  
ちゃん

名 称	所 在 地	電 話
奈良地方法務局	〒630-8301 奈良市高畑町552番地 奈良第二地方合同庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局	〒520-8516 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	〒640-8552 和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
広島法務局	〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館	082-228-5790
山口地方法務局	〒753-8577 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	083-922-2295
岡山地方法務局	〒700-8616 岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5656
鳥取地方法務局	〒680-0011 鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局	〒690-0001 松江市東朝日町192-3	0852-32-4200
高松法務局	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-821-7850
徳島地方法務局	〒770-8512 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局	〒780-8509 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局	〒790-8505 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局	〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局	〒840-0041 佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局	〒850-8507 長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局	〒870-8513 大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3161
熊本地方法務局	〒862-0971 熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局	〒890-8518 鹿児島市鴨池新町 1-2	099-259-0684
宮崎地方法務局	〒880-8513 宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局	〒900-8544 那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	098-854-1215

## 人権ライブラリー

本冊子に記載しているビデオだけでなく、人権に関する資料を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御活用ください。遠方の方でも、郵送等による資料の貸出しも行っています。

詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページを御参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設  
 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
 TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954  
 Eメール library@jinken.or.jp  
 ホームページ <https://www.jinken-library.jp/>

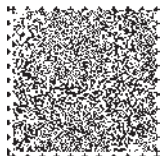
※本冊子は、「令和5年版人権教育・啓発白書」を基にその概要を記載したものです。

## 人権の擁護

令和5年9月発行

編集発行 法務省人権擁護局

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 電話(03)3580-4111(代表)



# 人権について困ったことがあれば…。 ひとりで悩まずにご相談ください

## みんなの人権110番 ● (全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん  
0570-003-110

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

## こどもの人権110番 ●

ぜろぜろななのひやくとおぼん  
0120-007-110

## LINEじんけん相談 ●

SNS(LINE)から、人権相談をすることができます。



こちらから友だち追加してください ▶  
@snsjinkensoudan



こどもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話しくいといったりした状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための相談を受け付けています。

## 女性の人権ホットライン ●

ゼロナゼロのハートライン  
0570-070-810

DVを始めとする女性に対する暴力、各種ハラスメント、ストーカー被害等、女性をめぐる様々な人権問題について、専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

## インターネット人権相談受付窓口 ◆

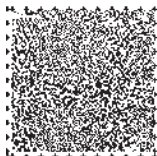
法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方法務局に相談に関する情報が送信され、後日、メール、電話又は面談により回答します。

じんけんそうだん けんまく 検索  
インターネット人権相談

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通  
<https://www.jinken.go.jp/>

じんけん SOS-eメール

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通  
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



※外国語による人権相談については、19ページ参照

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

◆受付時間 24時間 365日

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

